

大和市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第37号

### 大和市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「介護保険サービス事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (指定の申請等)

- 第2条 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項又は第115条の22第1項に規定する申請は、介護保険サービス事業者指定（更新）申請書により行うものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、介護保険サービス事業者の指定の適否を決定し、その旨を指定通知書又は不指定通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 省令第131条の11の9に規定する申出は、共生型地域密着型サービス事業者特例申出書により行うものとする。
- 4 第2項の規定により指定を受けた者又は前項の申出をした者は、その旨を当該指定又は申出に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

#### (業務管理体制の届出)

第3条 法第115条の32第2項又は第4項の規定による届出は、業務管理体制に係る整備・区分変更届出書により行うものとする。

#### (指定の更新)

- 第4条 法第78条の12、第115条の21若しくは第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項又は法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による申請は、介護保険サービス事業者指定（更新）申請書により行うものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、介護保険サービス事業者の指定の更新の適否を決定し、その旨を指定通知書又は不指定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 省令第131条の13第1項、第133条第1項、第140条の30第1項又は第140条の37第1項の規定による届出は、介護保険サービス事業者変更届出書に当該変更の内容を証する書類を添付して行うものとする。

2 省令第131条の11の10第1項、第131条の13第3項若しくは第4項、第133条第2項若しくは第3項、第140条の30第3項若しくは第4項又は第140条の37第2項若しくは第3項の規定による届出は、介護保険サービス事業者廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

3 法第115条の32第3項の規定による届出は、業務管理体制に係る変更届出書により行うものとする。

(指定の辞退)

第6条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定地域密着型サービス事業者指定辞退届出書により行うものとする。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、法第78条の10、第84条第1項、第115条の19又は第115条の29の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止するときは、指定を取り消す場合にあつては指定取消通知書により、期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止する場合にあつては指定効力停止通知書により、当該指定を取り消され、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する事業者に通知するものとする。

(事業所情報の提供)

第8条 市長は、第2条から前条までの規定による指定、指定の更新、届出の受理、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、国、神奈川県又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定、指定の更新、変更、廃止、休止、再開、指定の辞退、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日及び指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日

- (5) 運営規程
  - (6) 介護保険事業所番号
  - (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
  - (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
  - (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
  - (10) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
  - (11) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
  - (12) 業務執行の状況の監査の方法の概要
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (公示)

第9条 法78条の11、第85条、第115条の20又は第115条の30の規定による公示は、省令第131条の14各号、第133条の2各号、第140条の31各号又は第140条の38各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 介護保険サービス事業者の所在地

(様式)

第10条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	介護保険サービス事業者指定（更新）申請書	第2条及び第4条
第2号様式	共生型地域密着型サービス事業者特例申出書	第2条
第3号様式	指定通知書	第2条及び第4条
第4号様式	不指定通知書	第2条及び第4条
第5号様式	業務管理体制に係る整備・区分変更届出書	第3条
第6号様式	介護保険サービス事業者変更届出書	第5条
第7号様式	介護保険サービス事業者廃止・休止・再開届出書	第5条
第8号様式	業務管理体制に係る変更届出書	第5条
第9号様式	指定地域密着型サービス事業者指定辞退届出書	第6条
第10号様式	指定取消通知書	第7条
第11号様式	指定効力停止通知書	第7条

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(大和市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則及び大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の廃止)
- 2 大和市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年大和市規則第44号）及び大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年大和市規則第45号）は、廃止する。

### (準備行為)

- 3 第2条第1項及び第4条第1項の規定による介護保険サービス指定（更新）申請書の受付その他この規則を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

### (経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に第2項の規定による廃止前の大和市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則及び大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により作成されている様式（以下「旧様式」という。）は、所要の修正を加えた上で、平成31年3月31日までの間、使用することができる。
- 5 この規則の施行前に旧様式を用いてなされた申請、届出等については、この規則の相当規定に基づく様式によりなされたものとみなす。